

任期満了に伴う「富士見町長選挙」の
投票日が決まりました！

選挙の日程

告示日：平成17年8月2日(火)

投票日：平成17年8月7日(日)

身近な選挙だけに関心も高まりますが、選挙期間中はもちろん、告示日前についても公職選挙法で制限される行為等があります。選挙制度を理解して行動しましょう。

選挙管理委員会では、広報やホームページで町長選挙や選挙制度の概要をお知らせします。

選挙についての情報は、富士見町役場ホームページ
<http://www.town.fujimi.nagano.jp>

「ふじみ選挙」でご覧いただけます。

選挙に関する問い合わせ、不明な点などありましたら、富士見町選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。

TEL：62 - 9403 有線：9403

不法投棄をなくそう

不法投棄は、しない・させない・許さない

不法投棄は自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。原因者は、撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。

刑事処分

*個人 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
又はこの併科

*法人 1億円以下の罰金

不法投棄を見たり、不審な車を見た場合にはお知らせください。

連絡先

長野県不法投棄ホットライン ☎0120-530-386

役場建設課生活環境係 ☎62-9114

八ヶ岳エコーライン沿線の屋外広告物特別規制地域の指定について

富士見町・茅野市・原村の3市町村では八ヶ岳西麓に広がる良好な沿道景観を保全するため、協議会を組織し、屋外広告物の整備、誘導、規制に関して協議をしています。

この中で、八ヶ岳エコーライン沿線両側300mを屋外広告物特別規制地域に指定する準備を進めています。この地域が指定されると屋外広告物を設置する際に、原則として許可申請が必要となります。これには許可基準が定められており、基準に適合しない広告物は設置できません。

規制にかかる基準、ご質問等は建設課都市計画係（☎62-9217 有線9217）までお問い合わせください。

役場上の信号機が歩車分離式になりました！

歩行者の皆さんは、

- *横断する時は、必ず「押しボタン」を押して下さい。
- *信号が青になったら車が来ないか確認してから横断しましょう。

運転者の皆さんは、

- *歩行者用の信号が青になると車両用の信号はすべて赤になります。

信号をよく確認して通行しましょう。



横断する方は「ボタン」を押してください。